

医療 DX 推進体制整備加算・医療情報取得加算について

*医療 DX 推進体制整備加算について

○当院では、医師が診察を実施する診察室において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施いたします。

○医療 DX を通して質の高い医療を提供できるように、マイナ保険証の推進に取り組んでおります。

○電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX に係る取り組みを推進いたします。尚、これらの取り組みについては、今後計画的に進めてまいります。

令和6年6月1日より、医療 DX 推進体制整備加算として、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時

医療 DX 推進体制整備加算 8点

*医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。

当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお、令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

			マイナ保険証	点数
医療情報取得加算	1	初診	利用しない場合	3点（月に1回算定）
	2		利用し情報提供に同意しない場合	3点（月に1回算定）
			利用し情報提供に同意する場合	1点（月に1回算定）
	3	再診	利用しない場合	2点（3カ月に1回算定）
			利用し情報提供に同意しない場合	2点（3カ月に1回算定）
			利用し情報提供に同意した場合	1点（3カ月に1回算定）
4				

※1 上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。